

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1918号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（規則第6-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(宿日直勤務) 第2条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。 (1)～(3) (略) (4) 児童相談所及び新潟学園における入所者の生活介助等のための当直勤務 (5)～(8) (略)	(宿日直勤務) 第2条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。 (1)～(3) (略) (4) <u>コロニーにいがた白岩の里</u> 、児童相談所及び新潟学園における入所者の生活介助等のための当直勤務 (5)～(8) (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。